

みらいのお話をしましょう

〒370-0514

邑楽郡大泉町朝日二丁目3番13号
ジョイアビル1階

TEL:0276-55-6636、FAX:0276-55-6637

e-mail: office.uemura@gmail.com

司法書士・税理士 植村 仁

ほんじつの内容

1. 遺産分割とはなんだろう
2. 相続人と法律上の相続税の配分
<< 休憩 >>
3. 相続税とは何？
4. 相続税対策
5. 生前に出来る対策
6. ケーススタディ

1. 遺産分割とはなんだろう

亡くなった方の意思があれば、それにしたがって分割されます。

①自筆証書遺言 ②公正証書遺言

	自筆証書遺言	公正証書遺言
特徴	自分で書ける	公証人が作成
良い点	<ul style="list-style-type: none">・いつでも気軽に書ける・費用が要らない・故人の肉筆文面なので説得力がある	<ul style="list-style-type: none">・無効になりにくい・検認手続きが不要・公証役場で管理され、紛失の危険がない
悪い点	<ul style="list-style-type: none">・作成の不備で無効になる・紛失の危険性がある・検認手続きが必要	<ul style="list-style-type: none">・公証人の手数料がかかり、打ち合わせも必要・証人が2人以上必要
こんな方が利用	<ul style="list-style-type: none">・気軽に書きたい方・紛争がなく、気持ちが伝われば良い方	<ul style="list-style-type: none">・確実にしたい方・管理に不安な方

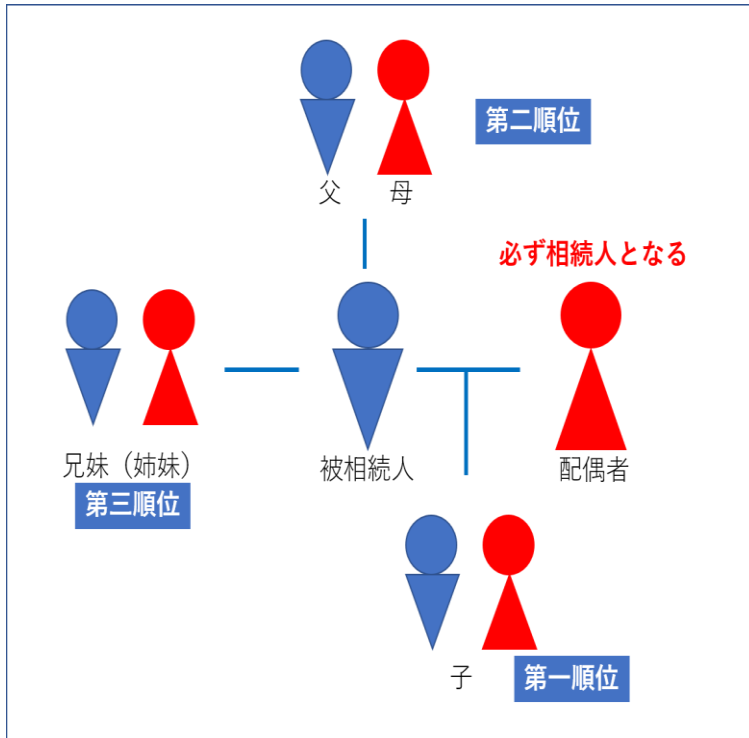
遺言書は、何度でも書き直すことができます。

新たに書き直したもの(日付の新しいもの)が有効です。

法定相続分とは無関係に、自由に分割することができます。

2. 相続人と法律上の相続税の配分

相続人



法廷相続分

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第一順位	 配偶者 $\frac{1}{2}$	 子供 $\frac{1}{2}$ *人数で分割
第二順位	 配偶者 $\frac{2}{3}$	 親 $\frac{1}{3}$ *人数で分割
第三順位	 配偶者 $\frac{3}{4}$	 兄妹姉妹 $\frac{1}{4}$ *人数で分割

※少ない法定相続分しかない人でも、話し合いに同意していただけないと苦労することがあります。

3. 相続税とは何？

(1) 遺産にかかる基礎控除額

3,000万円＋(600万円×法定相続人数)

例：妻と子供2人の場合

$3,000万円 + (600万円 \times 3人) = 3,000万円 + 1,800万円$
 $= 4,800万円$

※相続税法上の遺産には、遺産とみなされるものがあります。

例：生命保険金・損害保険契約に基づく死亡保険金等死亡退職金等
(ただし500万円×法定相続人数の非課税限度額があります。)

(2) 大体100件の相続が発生したとして、相続税が課されるのは8件くらいと言われています。

(3) この金額に満たない場合は、相続税対策は必要ありません。
円滑な相続を目指すことになります。

4. 相続税対策

(1) かつての定番「借金してアパート」

→今は、場所やデザイン・設備等により入居のリスクがあります。

(2) 生前贈与(暦年贈与)

110万円までの贈与は非課税、200万円で9万円の贈与税(4.5%)

300万円で19万円の贈与税(6.3%)

(3) 住宅取得等資金の贈与

要件をみたせば、1,000万円(省エネ等住宅を建てる場合は1,500万円)まで非課税

(4) 収益物件の贈与

相続時精算課税の利用→贈与税は2,500万円まで課税しない代わりに

相続財産に含めて計算する制度。家賃や地代は、物件をもらった人のものになります。

(5) 死亡保険金に入っていない方は、500万円×法定相続人数の非課税限度額を活用

(6) 養子縁組をする

相続税の計算上、法定相続人の数に含める養子の数

①被相続人に実の子供がいる場合 1人まで

②被相続人に実の子供がいない場合 2人まで

5. 生前に出来る対策

(1) 遺言書が有効な例

- 子供がおらず配偶者に遺産を全部残したい
- 離婚した相手との間に子供がいる
- 相続人の仲が良くない、または疎遠である
- 相続人のなかに音信不通、行方不明の方がいる
- 相続人がいない、または大勢いる
- 内縁関係のパートナーに遺産を残したい
- 特定の相続人に財産を残したい
- 相続人以外の世話になった人に財産をのこしたい
- 再婚した相手に子供がいて、自宅は自分の子供に相続させたい

- (2) 相続人が遠方に住んでいる場合等、不要な不動産を時間をかけて換金する
※相続後に売却し、相続人で分けたいという事例が一定数ある。
時になかなか大変なことになる場合もある。

6. ケーススタディ

父 85才、母 83才、子が3人(3人は遠方在住)

自宅は父持分2分の1、母持分2分の1(父持分2,000万円)

金融資産 8,000万円 貸家がある(家賃月額5万円・評価額200万円) 保険契約はない

母が痴呆発症、記憶障害がある。ショートステイ等を利用。

将来、遺産分割を行うとすると、家庭裁判所に成年後見人を選任してもらい、母に代わって分割をしてもらう可能性が高い。

成年後見人が関与すると、法定相続分2分の1を確保しようとする。

対策事例

(1) 相続税の基礎控除額の計算 $3,000万円 + (600万円 \times 4人) = 5,400万円$

(2) 相続税対策

①生命保険金の活用 金融資産の内、2,000万円を一時払の終身保険に置き替える。

(死亡保険金の非課税枠500万円 \times 4人 = 2,000万円を使う。)

②貸家の子に所有権移転する。

年額60万円の家賃収入が父に入ると、遺産が増える。

単純に贈与しても、評価額200万円なので、贈与税額は9万円。

③子や孫に暦年贈与する。

相続税の節税＋一般的に、若い世代の方が、資金需要が大きい。

④遺言書の作成

おわりに

「みらいのお話をしましょう」

みらいを見据えて、解決すべき事柄を把握し
なりたい自分になる。

- ◆特に自分でできることを見極め、努力する。
- ◆相続が発生してからなしうることは限られる。
- ◆お元気なうちに、将来の懸念をなくしておく。
- ◆相続人の方への働きかけも大事。思いを伝えておく。

自己診断フロー

家族構成

* 遺留分

配偶者	なし あり	○
子ども	なし あり(名)	○
親	なし あり(父、母)	○
兄弟(姉妹)	なし あり(名)	×

現有資産資産について

金融資産	なし あり(概算総額)
建物(家屋)	なし あり
土地	なし あり(農地、宅地、山林)
その他資産	死亡保険金、退職金、借入金(計)

* 遺留分とは「相続人に法律で保障された最低限の相続分」

